

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
（ 公 印 省 略 ）

社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令の公布について

社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 25 号。以下「改正省令」という。）が本日公布されたところ、今回の改正の趣旨及び主な内容等は、下記のとおりですので、十分御了知の上、管内関係機関及び関係団体等への周知をお願いいたします。

また、都道府県におかれては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

第一 改正の趣旨

- 1 社会福祉法人（以下「法人」という。）の会計処理については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 45 条の 23 第 1 項、第 45 条の 24 第 1 項及び第 45 条の 27 第 2 項の規定に基づき、計算書類等を作成する必要がある、その基準については、社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号。以下「会計省令」という。）により定められている。
- 2 今般、社会福祉協議会が実施する退職共済事業に関し、会計処理上の整理を行ったことに伴い、その会計処理に関し必要な勘定科目を追加する。併せて、法人が会計処理を行う際、より明瞭化することが適切な勘定科目について追加を行う。

第二 改正の内容

- 1 計算書類には、資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表があり、会計省令において、これらの 3 表に記載すべき勘定科目について、別表で規定した上で、別途様式を定めている。
- 2 第一の 2 の趣旨を踏まえ、以下の勘定科目について、新たに追加を行う。（改正省令による改正後の会計省令（以下「新会計省令」という。）別表第一及び別表第二並びに第一号第一様式から第三号第四様式まで関係）
 - (1) 退職共済事業に係る勘定科目であって、同一内容であるにもかかわらず、法人の任意で別の勘定科目名が記載されてしまうおそれがあり、統一を図るべき勘定科目
（例：資金収支計算書における「退職共済事業収入」）

- (2) 貸借対照表には記載があるが、他の２表には記載のない勘定科目
(例：資金収支計算書における「役員等長期借入金収入」)
 - (3) その他、局長通知等に基づく現在の運用にかんがみ、必要な勘定科目
(例：貸借対照表における「建物減価償却累計額」)
- 3 その他所要の規定の整備を行う。

第三 施行期日等

1 施行期日

改正省令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、会計省令の目次並びに第 30 条第 3 項及び第 4 項の改正規定は、公布の日から施行する。（改正省令附則 1 関係）

2 経過措置

新会計省令の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する会計年度に係る計算関係書類及び財産目録の作成について適用し、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する会計年度に係る計算関係書類及び財産目録の作成については、なお従前の例によることができる。（改正省令附則 2 関係）